

家畜衛生部会に設置された小委員会の開催状況  
 (第2回家畜衛生部会の開催(H16.7.21)以降)

開催年月日	会議名	主な議題
H16.10.15	第9回家きん疾病小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針について</li> <li>・ 患畜等の処分方法について</li> </ul>
H16.12.3	第10回家きん疾病小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の運用について</li> <li>・ 鶏の処分方法等に関する防疫技術検討会について</li> </ul>
H17.2.3	第3回プリオン病小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BSE感染源、感染経路の調査状況について</li> <li>・ 死亡牛検査の実施状況と死亡牛検査で確認されたBSE患畜の死体を学術研究の用に供する場合の事務取扱について</li> <li>・ 動物性たん白の動物検疫上の取扱いについて</li> </ul>

平成16年10月15日  
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
第9回家きん疾病小委員会に関する概要について

1 日時

平成16年10月15日（金）10:00～12:00

2 場所

農林水産省共用第7会議室

3 概要

(1) 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針について

ア 事務局から、パブリック・コメントで寄せられた意見・情報の概要等を報告した。

イ 制限区域における規制については、消毒ポイントにおける車両消毒の徹底等を前提に、

(ア) 移動制限区域内におけるGPセンター等については、移動制限区域外から直接搬入された家きんの卵のみを取り扱う場合、再開可能とすること、

(イ) 移動制限区域内の家きんの卵については、清浄性が確認された場合には、移動制限区域内のGPセンター等への直接搬入は可能とすること

等を規制の例外規定として、追加することとされた。

ウ 患畜等の処分方法について

患畜等の迅速かつ適切な処分の具体的手法、特に患畜等の死体、汚染物品等を発酵消毒する具体的手法について、検討会を立ち上げ、早急に検討を進めることとされた。

(2) その他

事務局から、鳥インフルエンザ不活化ワクチンの開発状況に対する進捗状況について報告した。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局衛生管理課

担 当：小倉(内線3202)、伏見(内線3223)

連絡先：03-3502-8111(代表)

03-3502-8206(直通)

平成16年12月3日  
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
第10回家きん疾病小委員会に関する概要について

1 日時

平成16年12月3日(金) 13:00~15:00

2 場所

農林水産省消費・安全局第4・5会議室

3 概要

(1) 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の運用について

11月18日、家畜伝染病予防法に基づく高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を公表した旨報告し、この運用のうち、移動制限区域内の農場に由来する家きんの卵については、移動制限後直ちに実施するウイルス遺伝子検出検査等によって、出荷農場の陰性を確認後、移動の制限の例外として差しつかえないこと等とされた。

(注) なお、発生に伴う移動の制限は、他の鳥への感染の広がりを防ぐための措置であり、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

(2) 鶏の処分方法等に関する防疫技術検討会について

第9回の本小委員会において、早急に検討を進めることとされた、患畜等の迅速かつ適切な処分の具体的手法等について、「鶏の処分方法等に関する防疫技術検討会」における検討状況を報告し、委員から、検討結果について、都道府県に対し十分周知することとの意見があった。

(注) 以上の点については、本小委員会の意見を踏まえ、今後、防疫指針に基づく消費・安全局長通知の一部改正等により対応します。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局衛生管理課

担 当：小倉(内線3202)、石川(内線3223)

連絡先：03-3502-8111(代表)

03-3502-8206(直通)

平成17年2月3日  
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
第3回プリオン病小委員会の概要について

- 1 日 時 平成17年2月3日(木) 13:30~16:30
- 2 場 所 日本郵政公社共用会議室A・B
- 3 概 要
  - (1) BSE感染源、感染経路の調査状況について
    - ・これまで、調査を進めていた10、11及び13例目のBSE感染牛に係る給与飼料等の調査結果が説明された。これらの結果は、平成15年9月に公表された「BSE疫学検討チーム報告書」において分析・評価された予測シナリオの範疇であるとの評価がなされた。
    - ・一方、これまでの発生例とは出生年月日等の傾向が異なる12、14例目の感染牛に係る疫学的調査については、現在調査中であり、未だ公表段階にない状況にあるとの説明がなされた。
  - (2) 死亡牛検査の実施状況と死亡牛検査で確認されたBSE患畜の死体を学術研究の用に供する場合の事務取扱いについて
    - ・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき平成15年4月から原則義務付けられた死亡牛検査の実施状況が報告された。なお、その実施状況は、15年度4万8千頭、16年度(12月まで)7万7千頭となっており、このうち2頭が陽性となっている。
    - ・また、死亡牛のBSE患畜の学術利用に関する事務取扱いについて説明がなされ、今後とも的確な死亡牛検査の実施に努めるとともに、BSE患畜の学術利用の円滑化に努めることとされた。
  - (3) 動物性加工たんぱくの動物検疫上の取扱いについて
    - ・既に国内での使用・利用の禁止が解除されている動物性加工たんぱくについて、製造工程の分離等交差汚染防止対策について国内と同等の安全確保措置を講じることを条件に輸入停止を解除する方針について説明された。今後、必要に応じて具体的な家畜衛生条件について、小委員会委員に諮りつつ進めることとされた。
  - (4) その他
    - ・BSE関係のリスク管理型研究について、情報収集や研究成果の施策への反映といった面で、行政との連携や国際的な連携が重要であり、また、これらの研究を通じて、BSEのリスク分析を実施する上での方法論を確立していく必要があるとの助言があり、これらの基礎となる疫学教育の充実の必要性が指摘された。
    - ・EUのGBR(地理的BSEリスク)でレベルⅢとされているメキシコや評価が行われていない中国からの牛肉輸入について質問があり、日本向け輸出については、特定部位の除去を条件としているとの説明が行われた。

【問い合わせ先】

消費・安全局衛生管理課

担当：小倉(内3202) 杉崎(内3220)、辻山(内3191)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111(代表)、03-3502-8206(直通)